

平成31年3月定例会提出条例のあらまし

● 議案第19号 大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市指定管理者選定審査委員会の名称を大東市指定管理者選定評価委員会に、大東市教育委員会指定管理者選定審査委員会の名称を大東市教育委員会指定管理者選定評価委員会に変更し、その所掌事務に指定管理者による公の施設の管理についての評価のために必要な調査審議を加えます。
- (2) 当該委員会が指定管理者の候補者の選定ごとに構成する合議体の委員の定数を5人以内から6人以内に変更します。
- (3) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

● 議案第20号 大東市補助金等の交付等に関する条例

- ・(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づく補助金等について、交付等に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行および交付の決定の適正化を図るとともに、補助金等の公正性および透明性を確保するため、必要な事項を規定します。
- (2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

● 議案第21号 大東市情報公開条例の一部を改正する条例

- ・(1) 本市の情報公開請求の対象となる情報について、定義の明確化をします。
- (2) 情報公開請求における請求者の責務について、必要な事項を規定します。
- (3) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第22号 大東市職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- ・(1) 平成30年8月10日に出された人事院の勧告に鑑み、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項を規定します。
- (2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

● 議案第23号 大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- ・(1) 教育職員（園長および副園長を除く。）に対して、その者の給料月額の100分の4を乗じて得た額を教職調整額として支給します。
- (2) 職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容について、文言の整理をします。
- (3) 幼稚園の副園長に対して、40,000円を管理職手当として支給します。
- (4) この条例は、平成31年4月1日から施行（一部を除く。）します。

● 議案第24号 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

- ・(1) ひとり親家庭に対する医療費の助成について、受給資格の判定に係る所得判定の期間を変更します。
- (2) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第25号 大東市立総合福祉センター条例の一部を改正する条例

- ・(1) 大東市立総合福祉センターの附属設備の使用料について規定します。
- (2) この条例は、平成31年6月1日から施行します。

● 議案第26号 大東市附属機関条例の一部を改正する条例

- ・(1) 市長の附属機関として、大東市介護保険施設等事業者選定委員会を設置します。
- (2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

● 議案第27号 大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- ・(1) 国民健康保険税の賦課限度額および課税額を変更します。
- (2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

● 議案第28号 大東市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

- ・(1) 本市の都市計画に定める生産緑地地区の区域の規模に関する条件を300平方メートル以上であることとします。
- (2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

● 議案第 29 号 大東市水道布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

- ・(1) 水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）および水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）が改正され、専門職大学の前期課程の修了者が水道の布設工事監督者および水道技術管理者の資格要件に追加されたこと等により、本条例についても同趣旨の改正を行います。
- (2) その他、文言の整理をします。
- (3) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

● 議案第 30 号 大東市奨学貸付条例の一部を改正する条例

- ・(1) 奨学金の貸付けを受ける者に、専門職大学または専門職短期大学に進学または在学する者を加えます。
- (2) その他、文言の整理をします。
- (3) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。